



平成 17 年 5 月 19 日

各 位

会社名 株式会社三栄コーポレーション  
代表者 代表取締役社長 水谷裕之  
(JASDAQ コード 8119)  
問合せ先  
役職・氏名 執行役員総務部長 辛嶋伸生  
電話 03-3847-3500

## 株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行する件

当社は、本日開催の当社取締役会において、商法第 280 条ノ 20 および商法 280 条ノ 21 の規定に基づき、当社の取締役に対し、株式報酬型ストックオプションを目的とした新株予約権の発行に関する議案を、平成 17 年 6 月 29 日開催予定の当社第 56 回定時株主総会に提案することを決定致しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 〔1〕 特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

当社の取締役の業績向上に対する意欲や士気を高めると同時に経営責任を明確にすることを目的として、退職慰労金制度に代えて株式報酬型ストックオプション制度を導入するため。

#### 〔2〕 新株予約権発行の要領

##### 1. 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役

##### 2. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 41,000 株を総株数の上限とする。

ただし、当社が普通株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で対象者が権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（又は併合）の比率

また、当社が合併又は会社分割を行う場合等、目的となる株式の数の調整を必要となるやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲で目的となる株式の数を調整するものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

41 個（新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数 1,000 株）を上限とする。ただし、前項に基づく株式の調整があった場合には調整後の株式数に応じた個数とする。

4. 各新株予約権の発行価額

無償とする。

5. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

各新株予約権の行使により発行又は移転する株式 1 株あたりの払込金額は、1 円とする。

6. 新株予約権の権利行使期間

平成 17 年 7 月 1 日から平成 37 年 6 月 30 日までとする。

7. 新株予約権の行使条件

(1) 新株予約権の割当を受けた者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができる。

(2) 新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、各新株予約権 1 個当たり  
の一部行使は認められない。

(3) (1) にかかわらず、平成 36 年 6 月 30 日に至るまで、新株予約権者が権利行使開始を  
迎えなかった場合には、平成 36 年 7 月 1 日より新株予約権を行使できるものとする。

8. 新株予約権の消却事由及び条件

(1) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書  
承認の議案及び株式移転の議案が本総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却す  
ることができる。

(2) 新株予約権者が権利を行使する前に、新株予約権行使の条件に規定する条件に該当しな  
くなったため、新株予約権の行使が不可能となった場合は、当社は、当該新株予約権は無  
償で消却することができる。

9. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を必要とする。

10. 細目事項

新株予約権に関する細目事項については、本総会以後に開催される当社取締役会決議によ  
り定める。

以 上